

2003～2004年の海外情勢
主要国の社会保障施策の動向

I アメリカ

アメリカでは2003年12月、メディケア制度改革法案が成立し、1965年のメディケア制度(高齢者及び障害者向け公的医療保険)発足以来の大きな改正が実現した。この法改正により、これまで保険の適用外だった外来患者に係る処方せん薬代が適用対象に加わることとなった。

II イギリス

イギリスでは、労働党政権下における公共サービスの「近代化」政策のため支出が伸び続ける一方、税収が伸び悩みつつある。ブラウン財務大臣は、2004年度の財政演説でも、NHS(国民保健サービス)、教育等の重点分野に対する投資を今後も継続するとしており、その財源として中央省庁の大幅なリストラを含む行政の効率化を掲げている。また、2004年、①年金保護基金(Pension Protection Fund)の設置、②年金監督機関の新設、③支給開始を繰り延べた人に対する繰り延べ年金の一括支給制度の創設が盛り込まれた年金改革関連法案が国会に提出されている。

III ドイツ

ドイツでは、2003年3月、シュレーダー首相が連邦議会における所信表明演説で、自らの改革方針「アジェンダ2010」を公表し、労働市場改革とともに、医療保険改革、年金保険改革を断行することを宣言した。その後、2003年9月に医療保険改革法、2003年12月に短期的年金改革法、2004年3月に中長期的年金改革法と、「アジェンダ2010」に関連する法律が成立した。

IV フランス

フランスでは、2003年7月、①公務員の満額年金受給資格取得のための保険料拠出期間を現在の37.5年から2008年までに民間と同じ40年に延長する、②さらに、2012年までに41年、2020年までに41年9ヶ月に延長することを検討する、③満期加入の低所得者に対する年金給付の最低保証額を最低賃金(SMIC)の85%とすること等を内容とする年金改革法案が成立した。

V 中国

中国では、近年、医療、年金制度の改革が行われ、財源を個人口座の設定など個人拠出に依存するとともに、給付限度額等を設定するなど、自助努力を含めた多層的な対応によって、保障を確保しようとしている。

また、都市企業労働者に対する老後所得保障や医療保障を図るため、①WTO加盟等を背景とする国有企業等の競争力立て直し(過剰な企業負担の軽減)、②個人負担を含む安定的な拠出財源を背景にした安定的な給付の実現(国有企業の年金財政の破綻が背景)、③国有企業以

外の企業に勤務する従業者等の老後保障の確保等を目的とする全国統一的な新たな年金制度（基本年金制度）の普及・移行等が進められている。